

## 新たな在留管理制度の導入に伴う政令・省令改正案等に関する意見書

2011年（平成23年）11月25日

日本弁護士会連合会

2009年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）のうち、法務大臣が日本に在留する外国人の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握することを目的とする新たな在留管理制度を定めた部分が、2012年7月までに施行される予定となっている。

今般、法務省は、このような新たな在留管理制度の導入に向け、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）施行令案、入管法施行規則改正案、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）施行規則案（以下「入管特例法施行規則案」といい、併せて「入管法等政令・省令改正案」という。）等を公表し、意見の公募を行っている。

当連合会は、新たな在留管理制度の構築に関し、「新たな在留管理制度の構築及び外国人台帳制度の整備に対する意見書」（2009年2月19日付け）（以下「2009年意見書」という。）、「外国人の在留管理を強化する入管法等の『改正』法案に対する会長声明」（2009年4月24日付け）及び「出入国管理及び難民認定法並びに住居基本台帳法の改正法の成立に際しての会長声明」（2009年7月8日付け）（以下併せて「2009年会長声明」という。）により、かねてから意見を述べてきたところであり、これらの従前の意見を踏まえ、入管法等政令・省令改正案に関し、以下のとおり意見を述べる。

### 第1 入管法施行令案について

#### 1 入管法施行令案6条（法61条の8の2の政令で定める事由等）の概要

入管法61条の8の2は、市町村の長は、外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、削除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならないと定め、市町村長から法務大臣への外国人住民に関する住民票の記載等に関する通知を定めている。

これを受け、入管法施行令案6条1項は、上記の政令で定める事由については、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）施行令11条、12条1項及

び3項並びに30条の28の規定により読み替えて適用される同令12条2項に定める事由（住基法30条の50の規定による通知があったことを除き，記載の修正の事由にあっては，2項1号から4号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。）と定めている。

## 2 入管法施行令案6条に関する意見

入管法61条の8の2は，新たな在留管理制度と住民基本台帳制度における外国人住民の情報の正確性を確保するという目的から，市町村長から法務大臣への外国人住民に関する住民票の記載等に関する通知を定めたものであるが，当連合会が2009年意見書で述べたとおり，外国人住民に係る住民基本台帳制度における情報は，あくまで外国人住民に対する行政サービスの目的のために利用されるべきであり，市町村長から法務大臣に通知される住民票記載の事由の範囲は必要最小限度でなければならない。

入管法施行令案6条1項は，市町村長から法務大臣に外国人住民に関する住民票記載の事由が通知される場合に関し，「記載の修正の事由については，2項1号から4号までに掲げる事項」に限るとしており，記載の修正については，外国人住民の基本的な身分事項に係る記載に変更があった場合に限定しているものと解されるが，このような記載以外の国民健康保険や国民年金に関する事項といった住民票記載事項が法務大臣に通知されることのないよう求める。

## 第2 入管法施行規則改正案について

### 1 入管法施行規則改正案19条の6（在留カードの記載事項等）について

#### (1) 概要

入管法19条の4は，在留カードの記載事項等を定めているところ，これを受け，入管法施行規則改正案19条の6は，在留カードの記載事項及び写真の表示の方法，様式，在留カードに組み込んだ半導体集積回路に記録する事項等を定めている。

#### (2) 意見

2009年会長声明で述べたとおり，在留カードについては，在留カードの表面及び在留カードに組み込んだ半導体集積回路に番号が記載又は記録されることになるところ，在留カードの番号の閲覧・利用に制限がないことから，在留カードの番号をマスターキーとして全ての個人情報名寄せされて利用されるおそれがある。

この点に関し，住民基本台帳法においては，住民票コードの告知要求制限や利用制限といった本人確認情報の保護に関する特別の規定が整備されているところ，入管法ではこのような規定は設けられておらず，また，入管法施

行規則改正案にも含まれていないことから、このような規定と同様の規定を整備するよう求める。

## 2 入管法施行規則改正案 19 条の 8（新規上陸後の住居地届出等）及び 19 条の 9（住居地以外の記載事由の変更届出）について

### (1) 概要

入管法 19 条の 7 第 1 項は、新規上陸時に在留カードの交付を受けた中長期在留者について、同法 19 条の 8 第 1 項は、在留資格変更等によって新たに中長期在留者となった者について、それぞれ住居地を定めた日から 14 日以内にその住居地を届け出なければならないことを定めている。他方、同法 19 条の 9 第 1 項は、住居地を変更した中長期在留者について、新住居地に移転した日から 14 日以内にその新住居地を届け出なければならないことを定めている。これらの規定を受け、入管法施行規則改正案 19 条の 8 は、新規上陸後の住居地届出等の手続を定めている。

また、入管法 19 条の 10 第 1 項は、住居地以外の在留カードの記載事項に変更が生じた中長期在留者について、その変更を生じた日から 14 日以内に変更を届け出なければならないことを定めているところ、入管法施行規則改正案 19 条の 9 は、これを受け、住居地以外の記載事項の変更届出の手続を定めている。

### (2) 意見

これらの住居地又は住居地以外の在留カードの記載事項の届出期間はいずれも 14 日以内と短期間であるところ、届出期間内に届出ができなかったことについて正当な事由がある場合の追完の定めがない一方、住居地を定めてから 14 日以内に届出義務を履行しない場合には、刑事罰が科されるものとされている（入管法 71 条の 3 第 1 号から第 3 号）。

このことは、疾病その他の正当な事由があっても 14 日以内に届出ができなかった場合においても、届出義務を履行していないとして処罰の対象とされる可能性があることになるものであり、中長期在留者に著しい不利益となるおそれがあることから、正当な事由がある場合の例を広く規定するなどすべきである。

## 3 入管法施行規則改正案 19 条の 10（在留カードの有効期間の更新）について

### (1) 概要

入管法 19 条の 11 第 1 項は、在留カードが交付された永住者について、在留カードの有効期間が満了する日までの間に在留カードの有効期間の更新

を申請しなければならないことを定めているところ，入管法施行規則改正案 19条の10は，これを受け，そのための手続を定めている。

## (2) 意見

上記の在留カードの有効期間の更新期間についても，有効期間内に更新申請をしない場合に刑事罰が科されるものとされているところ（入管法71条の2第2号），永住者に著しい不利益を課すおそれがあるものであり，正当な事由がある場合の例を広く規定するなどすべきである。

## 4 入管法施行規則改正案19条の11（紛失等による在留カードの再交付）及び19条の12（汚損等による在留カードの再交付）について

### (1) 概要

入管法19条の12第1項は，中長期在留者が，紛失，盗難，滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは，その事実を知った日から14日以内に在留カードの再交付を申請しなければならないことを定めており，これを受け，入管法施行規則改正案19条の11は，紛失等による在留カードの再交付の手続を定めている。

また，入管法19条の13第2項は，在留カード又は在留カードに組み込まれた半導体集積回路が著しく毀損又は汚損した場合において，在留カードの再交付申請命令を発することができることとされているところ，同条第3項は，命令を受けた中長期在留者は14日以内に再交付を申請しなければならないと定めており，これを受け，入管法施行規則改正案19条の12は，そのための手続を定めている。

入管法19条の13第1項後段は，在留カードの交付を受けた中長期在留者が，毀損等の場合以外であって在留カードの交換を希望するとき（正当な理由のないときは除く。）は，法務省令で定める手続により，在留カードの再交付を申請することができるとしている。これを受け，入管法施行規則改正案19条の12第2項は，上記の再交付の申請に当たっての申請書様式（別記29号の13様式）を定めることを予定している。

### (2) 意見

上記の紛失等又は汚損等による在留カードの再交付の申請期間についても，正当な事由がある場合の例示規定はないものであり，また，再交付申請義務に違反した場合には刑事罰が科されるものであって（入管法71の2第2号），中長期在留者に著しい不利益となるおそれがあることから，正当な事由がある場合を広く認める例示規定が設けられるべきである。

また，入管法19条の13第1項後段記載の，在留カードの交換を希望す

るときの申請は、民間業者などが在留カード番号をマスターキーとしてカード所持者の個人情報をもとに集積することを防ぐことができるように、カード所持者が、自ら、カード番号の異なる新たな在留カードの発行を受けることも認める趣旨の規定である。したがって、このような目的に基づく交付申請が、法律上予定されている正当な理由に基づくものであるとして取り扱われるよう、申請書式である別記29号の13様式の書式の記載に配慮し、また、施行規則本文において「正当な理由」として例示するなどすべきである。

## 5 入管法施行規則改正案19条の14(在留カードの失効に関する情報の公表)について

### (1) 概要

入管法施行規則改正案19条の14は、法務大臣が、効力を失った在留カードの番号の情報をインターネットの利用その他の方法で提供することができることとしている。

### (2) 意見

このような制度を設ける趣旨は明らかではないが、一般市民が、提示を受けた在留カードの有効性や、在留カードの有効期間等の偽変造の有無を、インターネット等の手段で確認するためのものとも解される。しかし、在留カードの有効性は、在留カード上の有効期間の記載から明らかであり、また、半導体集積回路の搭載や偽変造に刑罰を科することなどにより在留カードの偽変造の防止を図っているから、在留カードの失効情報を何人でもインターネットなどを通じて閲覧できるようにする必要性は極めて低い。他方、雇用主が、外国人を雇い入れる際などに、その者の所持する在留カードの失効に関する情報を確認しなければ、入管法73条の2第2項の処罰をのがれることができないというような解釈運用がなされるとすれば、民間業者等は、在留カードの記載にかかわらず、在留カードの有効性を別途確認しなければならないなどの過度の負担を強いられることとなり、ひいては外国人が円滑に社会生活を行うことを妨げる結果となりかねない。よって、本条は削除すべきである。

## 6 入管法施行規則改正案19条の15(所属機関等に関する届出)について

### (1) 概要

入管法19条の16は、所属機関との関係を基礎とする在留資格については、所属機関からの離脱・移籍等の事由について、日本人又は外国人の配偶者としての身分との関係を基礎とする在留資格については、配偶者との離婚

又は死別の事由について、これらの事由が生じた日から14日以内に届け出なければならないことを定めており、これを受け、入管法施行規則改正案19条の15は、所属機関等に関する届出の手続を定めている。

(2) 意見

上記の所属機関等に関する届出の期間についても、正当な事由がある場合の追完の定めがない一方、届出義務の不履行には刑事罰が科されるものとされており（入管法71条の3第3号）、中長期在留者に著しい不利益となるおそがあることから、正当な事由がある場合を広く認める例示規定を設けるべきである。

また、所属機関に関する届出については、新たな活動機関における活動の内容（留学を除く。）及び新たな契約機関における活動の内容が届出事項とされているところ、在留資格に関する判断に必要な事項まで届け出なければならないとされる懸念があることから、これらの活動の内容については、在留資格に関する判断に必要な事項まで届け出るべきものとすべきではない。

7 入管法施行規則改正案19条の16（所属機関による届出）について

(1) 概要

入管法19条の17は、別表第1の在留資格をもって在留する中長期在留者が受け入れられている機関その他法務省令で定める機関は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならないとしている。これを受け、施行規則案19条の16第1項は、入管法19条の17が省令で定めるとしている機関を指定し、施行規則案19条の16第2項は、これら機関が届出をするときは、「受入れの状況に至った日から14日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方入国管理局に提出するものとする」としている。

(2) 意見

この点、所属機関による届出については、留学の場合を除き、中長期在留者が行う活動の内容が届出事項とされているところ、在留資格に関する判断に必要な事項まで届け出るべきであるとされる懸念があることから、中長期在留者が行う活動の内容については、在留資格に関する判断に必要な事項まで届け出るべきものとすべきではない。

また、「受入れの状況に至った日から14日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方入国管理局に提

出すものとする」という規定については、上記の期限内にこれらの事項を記載した書面を提出することが所属機関の法的義務となっているかのような誤解を与える記載となっている。

しかし、これらの届出は、努力義務にすぎないものであるから、「当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方入国管理局に提出するよう努めるものとする」などの規定ぶりに改めるべきである。

## 8 入管法施行規則改正案 19条の18（中長期在留者に関する情報の継続的な把握）について

### (1) 概要

入管法 19条の18 第1項は、法務大臣が、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、入管法その他の法令により取得した中長期在留者の在留管理に必要な情報を整理しなければならないと定める一方、同条3項は、法務大臣が、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えてこれらの情報を取得・保有してはならず、その取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に留意しなければならないと定めている。

### (2) 意見

この点に関し、法務大臣による中長期在留者に関する情報の把握については、行政機関における個人情報保護の一般法である行政機関等個人情報保護法が適用される場所、2009年意見書で述べたとおり、同法については、目的外利用及び第三者提供が広く認められ、その要件の有無の判断についても、第一次的に行政機関が行うこととされているなどの多くの問題点がある。

しかるところ、新たな在留管理制度においては、日本に在留する外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握するためとして、全ての中長期在留者に関する多くの個人情報を法務大臣が一元的かつ継続的に保有することが予定されているものであり、その情報の取得、保有及び利用に当たっては、より個人情報保護に留意する必要がある。

したがって、中長期在留者に関する情報の継続的な把握については、少なくとも、整理の対象となる在留管理に必要な情報の範囲が具体的に明らかにされるべきである。また、個人の権利利益の保護に留意した情報の取扱いについて、住基法における本人確認情報の安全確保、利用及び提供の制限、秘密保持義務といった本人確認情報の保護に関する規定と同様の規定が設けられるべきである。

## 9 入管法施行規則改正案 25 条の 13（在留資格の取消し）について

### (1) 概要

入管法 22 条の 4 第 1 項第 7 号は、日本人の配偶者や永住者の配偶者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して 6 月以上行わないで在留していることを在留資格取消事由としつつ、「当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合」を在留資格取消の対象から除外している。

### (2) 意見

この点、これらの外国人が、配偶者の身分を有する者としての活動を行わないで在留しているとして、在留資格取消の対象となり得る場合としては、離婚、死別のほか、事実上、婚姻関係が破綻し、別居に至っている場合がある。

しかし、配偶者と別居に至っている事案の中には、いまだ修復の余地がある事案など、必ずしも婚姻関係が完全に破綻したとみることができないものが含まれ、また、婚姻関係が破綻している事案の中には、いわゆるドメスティック・バイオレンスのためやむなく別居に至った事案など、婚姻の破綻について当該外国人配偶者を有責とみることができない事案が相当数含まれる。

さらに、通常、日本人又は永住者との婚姻関係が破綻に至った外国人配偶者は、離婚を成立させ、その後の生活設計を立てるために一定の期間が必要であり、この間の外国人配偶者の日本在留が保護されないとする、外国人配偶者は、離婚手続きをとることができず、又は離婚に当たって不利な条件を強いられることになりかねない。こうした事態は、平等（憲法 14 条 1 項、24 条 2 項）や裁判を受ける権利の保障（憲法 32 条）の観点からも問題がある。

そこで、入管法 22 条の 4 第 1 項第 7 号の運用に当たっては、同条にいう「配偶者としての身分を有する者としての活動」や「当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合」を適切に解釈し、また、「正当な理由」が認められる場合をガイドラインで例示するなどして、外国人配偶者の法的立場が不当に不安定になることのないように配慮すべきである。

## 10 入管法施行規則改正案 26 条（旅券等の提示要求ができる職員）について

### (1) 概要

入管法 23 条 2 項は、中長期在留者は在留カードを常に携帯していなければならないと定め、また、同条 3 項は、国又は地方公共団体の職員から在留



カードの提示を求められたときは、これを提示しなければならないと定めている。これを受け、施行規則案26条は、在留カードの提示要求ができる職員を定めている。

## (2) 意見

中長期在留者については、在留カードの常時携帯義務に違反した場合に罰則が科せられるものとされているところ（入管法75条の3）、2009年意見書及び2009年会長声明で述べたとおり、刑事罰をもって在留カードの携帯を義務付けることは、合理的な根拠なくして外国人に過度の負担を負わせるものであり、外国人全てがあたかも監視の対象とすべき者であるかのような偏見を生じさせる差別的取扱いとなるおそれがある。

また、在留カードの提示義務違反についても刑事罰が科せられているところ（入管法75条の2）、提示要求については、「その職務の執行に当たり」という要件が設けられているものの（入管法23条2項）、この要件が緩やかに解されるとすれば、恣意的な運用がされる可能性があるものであって、上記の刑事罰とあいまって、同様に外国人に対する差別的な取扱いとなるおそれがあるものである。

以上のとおりであるから、在留カードの提示要求については、職務の執行上必要不可欠な場合に限り、原則として任意の提示を求める方法によるべきである。また、在留カードの常時携帯義務・提示義務については、そもそも罰則を設けるべきではないが、現行法の下においても、事実上罰則を適用すべきではない。

## 1.1 入管法施行規則改正案29条の3（再入国の許可を要する者）について

### (1) 概要

入管法26条の2第1項本文は、在留資格を有する外国人で有効な旅券を所持する者が、入国審査官に再び入国する意図を表明して出入国するときは、同法26条1項の再入国許可を受けたものとみなすとして、「みなし再入国許可制度」を導入する一方、同項ただし書において、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りではないと定めている。これを受け、入管法施行規則改正案29条の3は、再入国の許可を要する者を定めている。

### (2) 意見

日本に在住する永住者には、入管法26条の2第1項本文にいう有効な旅券を所持していない者も多く含まれているところ、永住者の生活の本拠が日本社会に存することからすれば、有効な旅券を所持していないことのみをもっ

て「みなし再入国許可制度」の対象外とすることは相当ではないのであるから、このような永住者についても、「みなし再入国許可制度」の対象とすべきである。

また、入管法施行規則改正案 29 条の 3 第 1 項 5 号は、再入国の許可を要する者として、「日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者」を定めている。

しかし、上記の認定を受けた者に対しては、法務大臣がその旨を通知するとされているものの（入管法施行規則改正案 29 条の 3 第 2 項）、その認定に当たっては、何ら告知、聴聞の機会が付与されておらず、また、認定に対する不服申立てなどの規定も存在しない。

このような認定の手続については、外国人に対し、みなし再入国許可を受けられる地位を失わせるという不利益をもたらすにもかかわらず、何らの適正な手続が保障されていないものというべきであるから、認定に当たっては、少なくとも、告知、聴聞の機会を付与するとともに、認定に対する不服申立ての規定が設けられるべきである。

## 1.2 入管法施行規則改正案別表第 2 について

### (1) 概要

入管法 2 条の 2 第 3 項は、在留期間は各在留資格について法務省令で定めるとしているところ、入管法施行規則改正案別表第 2 は、入管法別表第 1 に規定される在留資格の多くについて、新たに最短の在留期間として「3 月」を定めており、また、入管法別表第 2 に規定される在留資格のうち、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」について、新たに最短の在留期間として「6 月」を定めている。

### (2) 意見

入管法別表第 2 の在留資格は、日本人や永住者の配偶者や子をはじめとして、一定の身分や地位等に基づき、日本に居住するものであるし、また、就労や留学等、当該外国人の日本における活動内容に着目して与えられる同法別表第 1 の在留資格をもつ外国人も、「短期滞在」、「興行」、「特定活動」の一部等を除くと、日本を生活の本拠とし、在留期間の更新を重ね、長期間日本に在留する者がほとんどである。

これらの外国人について、最短の在留期間が従来より短くなることは、そのこと自体、これらの在留資格により在留する外国人の日本における立場が、従来と比べて不安定になることを意味するものである。

また、1年未満の在留期間を決定されることによって国民健康保険に加入することができなくなるおそれや（国民健康保険法施行規則第1条，平成16年厚生労働省告示第237号参照），中長期在留者から除外されることによって外国人住民票の対象から除外されるおそれがある（入管法19条の3第1号，住基法30条の45参照）。

そもそも，新たな在留管理制度の導入に関する入管法改正の国会審議の中では，最短の在留期間を従来より短くすることについては，何ら議論されていないものであって，このように，日本に在留基盤を有して生活する外国人の立場を不安定とする本条項は，削除すべきである。

### 第3 入管特例法施行規則改正案について

#### 1 入管特例法施行規則改正案4条（特別永住者証明書の記載事項等）について

##### (1) 概要

入管特例法8条は，特別永住者証明書の記載事項等を定めているところ，これを受け，入管特例法施行規則改正案4条は，特別永住者証明書の記載事項及び写真の表示の方法，様式，特別永住者証明書に組み込んだ半導体集積回路に記録する事項等を定めている。

##### (2) 意見

この点，特別永住者証明書についても，在留カードと同様に，特別永住者証明書の表面及びこれに組み込んだ半導体集積回路に番号が記載又は記録されることになるところ，番号の閲覧・利用に制限がないことから，番号をマスターキーとして全ての個人情報名寄せされて利用されるおそれがある。したがって，在留カードについて述べたのと同様の理由により，住基法における住民票コードの告知要求制限や利用制限といった本人確認情報の保護に関する特別の規定が整備されるべきである。

#### 2 入管法施行規則改正案6条（住居地の届出）及び7条（住居地以外の記載事由の変更届出）について

##### (1) 概要

入管特例法10条1項は，特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者について，住居地を定めた日から14日以内にその住居地を届け出なければならないことを定め，また，同条2項は，住居地を変更した特別永住者について，新住居地に移転した日から14日以内にその新住居地を届け出なければならないことを定めている。これらの規定を受け，入管特例法施行規則改正案6条は，新規上陸後の住居地届出等の手続を定めている。

また，入管特例法11条1項は，住居地以外の特別永住者証明書の記載事

項に変更が生じた特別永住者について、その変更を生じた日から14日以内に変更を届け出なければならないことを定めているところ、入管特例法施行規則改正案7条は、これを受け、住居地以外の記載事項の変更届出の手續を定めている。

## (2) 意見

これらの住居地又は住居地以外の特別永住者の記載事項の届出期間がいずれも14日以内と短期間であること、住居地を定めてから14日以内に届出義務を履行しない場合には、刑事罰が科されるものとされていることについては、中長期在留者の場合と同様であり（入管特例法32条）、特別永住者に著しい不利益となるおそれがあることから、正当な事由がある場合を広く認める例示規定などを設けるべきである。

## 3 入管特例法施行規則改正案8条（特別永住者証明書の有効期間の更新）について

### (1) 概要

入管特例法12条は、特別永住者証明書が交付された特別永住者について、特別永住者証明書の有効期間が満了する日までの間に有効期間の更新を申請しなければならないことを定めているところ、入管特例法施行規則改正案8条は、これを受け、そのための手續を定めている。

### (2) 意見

上記の特別永住者証明書の有効期間の更新期間についても、正当な事由がある場合を広く認める例示規定はなく、また、有効期間内に更新申請をしない場合に刑事罰が科されていることは（入管特例法31条2号）、在留カードの場合と同様であって、特別永住者に著しい不利益を課すおそれがあるものであり、正当な事由がある場合を広く認める例示規定を設けるべきである。

## 4 入管特例法施行規則改正案9条（紛失等による特別永住者証明書の再交付）及び10条（汚損等による特別永住者証明書の再交付）について

### (1) 概要

入管特例法13条1項は、特別永住者が、紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、その事実を知った日から14日以内に在留カードの再交付を申請しなければならないことを定めており、これを受け、入管特例法施行規則改正案9条は、紛失等による在留カードの再交付の手續を定めている。

また、入管特例法14条2項は、特別永住者証明書又はこれに組み込まれた半導体集積回路が著しく毀損又は汚損した場合において、特別永住者の再

交付申請命令を発することができる」とされているところ、同条第3項は、命令を受けた特別永住者は14日以内に再交付を申請しなければならないと定めており、これを受け、入管特例法施行規則改正案10条は、そのための手続を定めている。

入管特例法14条1項後段は、特別永住者が、毀損等の場合以外であって特別永住者証明書の交換を希望するとき（正当な理由のないときは除く。）は、特別永住者証明書の再交付を申請することができるとしており、これを受け、入管特例法施行規則改正案10条2項は、上記の再交付の手続を定めている。

## (2) 意見

上記の紛失等又は汚損等による特別永住者証明書の再交付の申請期間についても、正当な事由がある場合を広く認める例示はないものであり、また、再交付申請義務に違反した場合には刑事罰が科されることは（入管特例法31条2号）、中長期在留者の場合と同様であり、正当な事由がある場合を広く認める例示規定が設けられるべきである。

また、入管特例法14条1項後段記載の特別永住者証明書の交換を希望するときの申請は、民間業者などが番号をマスターキーとして特別永住者証明書の所持者の個人情報をも名寄せし、集積することを防ぐことができるように、特別永住者証明書の所持者が、自ら番号の異なる新たな特別永住者証明書の発行を受けることも認める趣旨の規定であることも、在留カードの場合と同様であるから、このような目的に基づく交付申請が、法律上予定されている正当な理由に基づくものであるとして取り扱われるよう申請書式である別記8号様式の書式の記載に配慮し、また、規則の本文において「正当な理由」として例示するなどすべきである。

## 5 入管特例法施行規則改正案14条（特別永住者証明書の失効に関する情報の公表）について

### (1) 概要

入管特例法施行規則改正案14条は、法務大臣が、効力を失った特別永住者証明書の番号の情報をインターネットの利用その他の方法で提供することができることとしている。

### (2) 意見

この点、特別永住者証明書の失効情報を何人でもインターネットなどを通じて閲覧できるようにする必要性は極めて小さい一方、民間業者等が、特別永住者証明書の記載にかかわらず、特別永住者証明書の有効性を別途確認し

なければならないなどの過度の負担を強いられることとなることは、在留カードの場合と同様であり、本条は削除すべきである。

## 6 入管特例法施行規則改正案 15 条（特別永住者証明書の提示要求ができる職員）について

### (1) 概要

特別永住者については、従前、外国人登録法で課せられていた常時携帯義務は廃止されたものの、入管特例法 17 条 2 項は、同様に国又は地方公共団体の職員から特別永住者証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならないと定めている。これを受け、入管特例法施行規則案 19 条は、同様に特別永住者証明書の提示要求ができる職員を定めている。

### (2) 意見

このように、特別永住者については、特別永住者証明書の常時携帯義務は課せられていないが、提示義務は課せられるものとなっており、また、提示義務違反については刑事罰が科せられていることからすれば（入管特例法 31 条）、提示要求の要件が緩やかに解されるおそれや、刑事罰とあいまって特別永住者に対する差別的な取扱いとなるおそれがあることについては、中長期在留者の場合と同様である。

よって、特別永住者証明書の提示要求についても、職務の執行上必要不可欠な場合に限り、原則として任意の提示を求める方法によるべきであり、特別永住者証明書の提示義務についても、そもそも罰則を設けるべきではないが、現行法の下においても、事実上罰則を適用すべきではない。

## 7 入管特例法施行規則改正案 19 条（再入国の許可を要する者）について

### (1) 概要

入管特例法 23 条 2 項は、入管法 26 条の 2 に定める「みなし再入国許可制度」について、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持して出国する特別永住者に準用しているところ、入管特例法施行規則改正案 19 条は、再入国の許可を要する者を定めている。

### (2) 意見

日本に在住する特別永住者には、入管法 26 条の 2 第 1 項本文にいう有効な旅券を所持していない者も多く含まれているところ、特別永住者の生活の本拠が日本社会に存することからすれば、有効な旅券を所持していないことのみをもって「みなし再入国許可制度」の対象外とすることは相当ではないのであるから、このような特別永住者についても、「みなし再入国許可制度」の対象とすべきである。

また、入管特例法施行規則改正案 19 条 1 項 3 号が、再入国の許可を要する者として、「日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者」を定める一方、その認定に当たり、何ら告知、聴聞の機会が付与されていないこと等は、入管法施行規則改正案 29 条の 3 の場合と同様である。

よって、上記の認定に当たっては、入管法施行規則改正案 29 条の 3 の場合と同様に、少なくとも、告知、聴聞の機会を付与するとともに、認定に対する不服申立ての規定が設けられるべきである。

以上